

# 外国特許トピックス

2015年4月

特許業務法人 志賀国際特許事務所

(外国事務部 原田雅史)

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。  
外国特許出願に関し、最近のトピックス等をお知らせいたします。

## サウジアラビア、モロッコ特許情報(続報・補説)

今回は過去にご案内したサウジアラビアのPCTへの新規加盟についての記事とモロッコの欧州特許の効果拡張に関する記事に関する続報・補説をご案内致します。

1. サウジアラビアのPCTへの新規加盟については、2013年6月版で「PCTの新規加盟国(サウジアラビア王国)」と題して以下の通りご案内させて頂きました。

-サウジアラビア(国記号:SA)は、2013年5月3日に特許協力条約(以下PCT)への加入書を世界知的所有権機関(WIPO)へ寄託し、2013年8月3日にPCTが発効します。これにより、サウジアラビアはPCTの147番目の加盟国として、2013年8月3日以降に出願される全ての国際出願において、指定国に同国が含まれることとなります。また、PCT第2章に拘束される締約国として上記発効日以降に請求される国際予備審査請求では、サウジアラビアは選択国として選択されることとなります。-以上過去記事より抜粋です。

サウジアラビアが指定国に含まれるPCT出願で優先権主張を伴う場合は、優先日は最先で2012年8月3日の日付となります。同国への国内段階移行手続の期間は優先日から30ヶ月と設定されております。今回、優先日2012年8月3日の日付を有するPCT出願の同国への国内段階移行期限となる30ヶ月期限日が2015年2月3日に到来したことを機に、同日以降に国内段階移行期限を迎えるPCT出願では、PCTの願書におけるみなし全指定の効果により、サウジアラビアについての特別な指定がなくとも同国への国内段階移行ができる旨の連絡が中東在の外国代理人よりほぼ同時期に届いております。このようなことから弊所からもあらためて注意喚起のご案内を申し上げることとさせて頂きました。なお、前回の記事でもご案内致しました通り、サウジアラビア、バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、およびアラブ首長国連邦の6ヶ国で構成されるGCC(湾岸協力会議)は未だPCTに加盟しておりませんので個別の出願が必要です。

2. モロッコへの欧州特許の効果拡張に関しましては、2014年10月版で「欧州特許情報・欧州特許効果拡張に関する動向」と題して以下の通りご案内させて頂きました。

-締約国38ヶ国、効果拡張国2ヶ国で構成される欧州特許に関し、昨年から今年にかけて欧州特許の効果拡張に関する新しい動きが見られます。現在ボスニア・ヘルツェゴビナ、モンテネグロの2ヶ国について発効している欧州特許の拡張協定(Extension Agreement)とは別種の協定ではあるものの、発効後には欧州特許の拡張効果が予定される“欧州特許の認証(有効化)に関する協定”(Validation Agreement)について、欧州特許庁はモロッコとの間でこの協定に合意したことを2013年6月20日付で、(中略)公表しました。-以上過去記事より抜粋です。

モロッコにおきましては、特許、意匠、商標に関する改正法第23-13号が2014年12月18日付で発効しました。主な改正は、実体審査制度の導入による無審査主義から審査主義への移行、出願/権利維持年金制度の改訂、無審査登録制度の旧法下では認められていなかった出願の分割に関し、分割出願を可能とする規定の新設といった制度設計の整備に係るものとなっております。この法改正によりEPCとモロッコ国内法との整合性が図られ、“欧州特許の認証(有効化)に関する協定”が有効日2015年3月1日として発効しました。上記の認証(有効化)の具体的な手続としては、通常出願の場合は欧州サーチレポートの公開通知から6ヶ月以内に、当該案件がPCT出願の域内移行段階の場合は域内移行期限内に、認証庁費用240ユーロの支払とともに欧州特許庁への申請が必要となります。なお、上記期間の経過後でも2ヶ月のグレースピリオド内であれば50%の割増費用を支払うことにより申請が可能です。また、欧州特許が許可となった後はモロッコ特許庁に対する国内手続として、所定の庁料金の支払とフランス語によるクレームの提出が必要となります。

以上